

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

ア 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

イ 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重すると

もに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、市国民保護計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者(※)その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等を含む。以下同様とする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

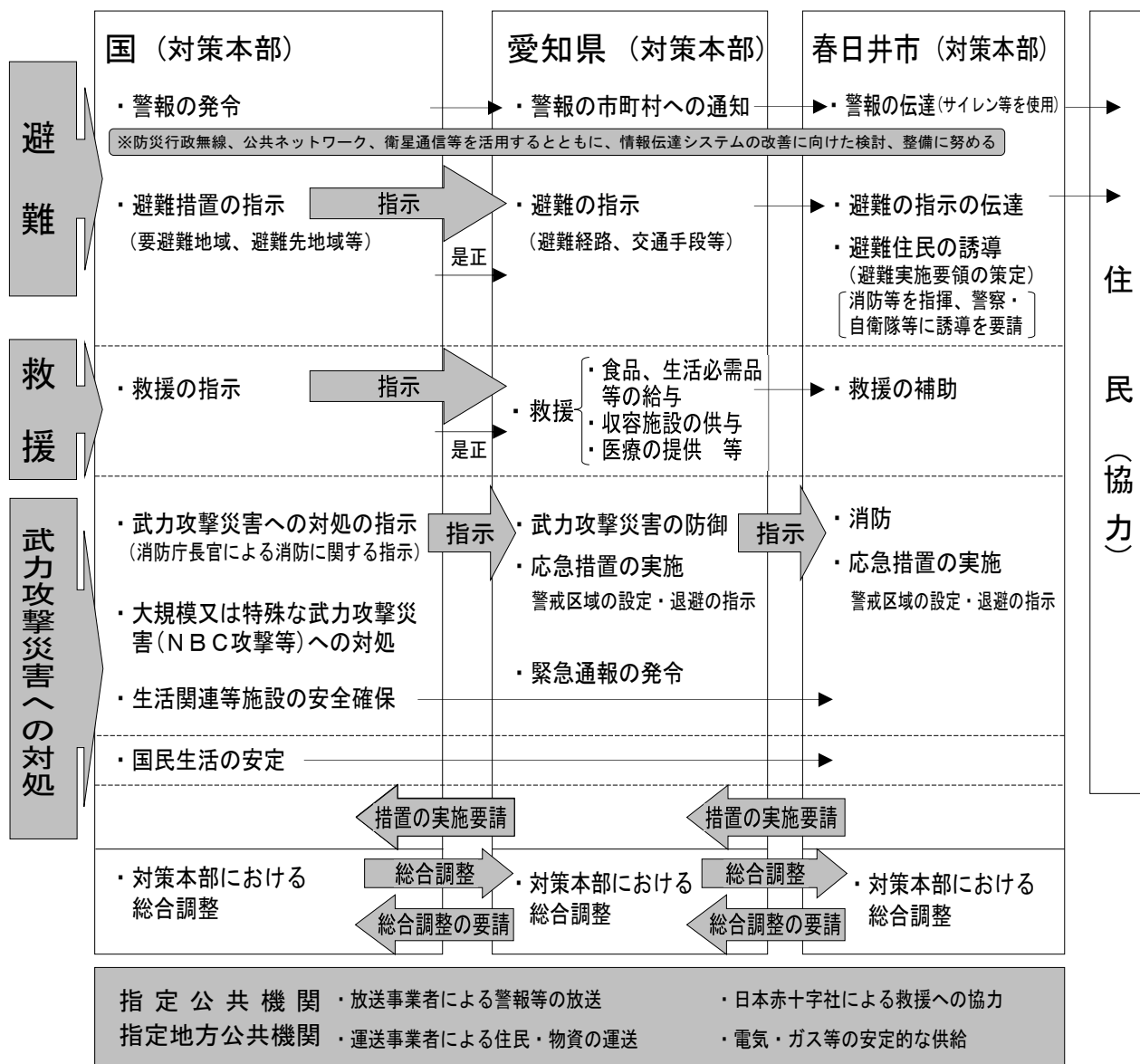
9 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民の保護に関する措置の仕組み



注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

2 市の事務

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 概 要
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 概 要
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 概 要
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

市は、名古屋市の北東に位置し、尾張丘陵と濃尾平野が接する地域にあって、市域を大別すると南西部の低平地及び台地と北東部の丘陵地及び山地に区分される。南は庄内川を挟んで名古屋市と接しており、地形は全般に東高西低の地盤傾斜をしている。

このうち高度の最も低い低平地（沖積低地）は、主に庄内川及び内津川とその支流の大谷川に沿って分布している。南部の庄内川沿いには概ね1.5kmの幅をもつ広大な帯状の低平地が形成されている。この低平地の北側に沿って階段状の台地（洪積台地）を形成しており、これらの台地は、その南西端では標高12mであるが、北東方向へ高度を増して中央部付近では標高100mとなる。

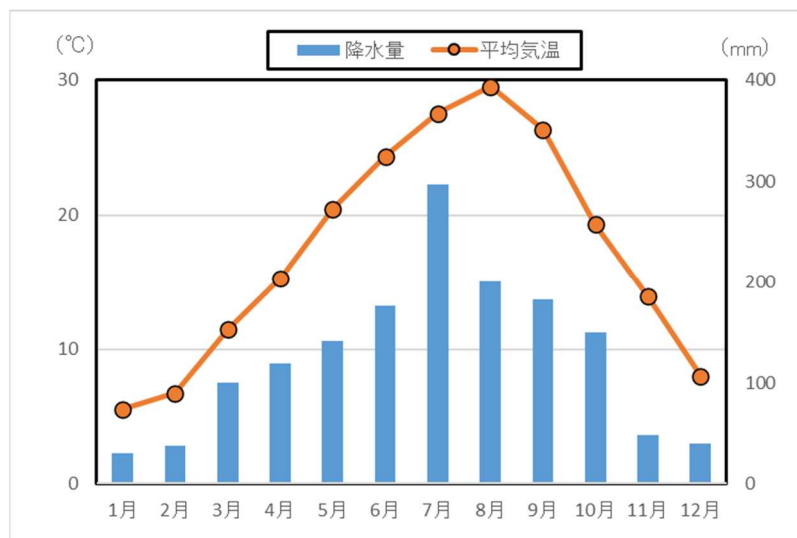
うぐい川を境として、その東部は地形の様相を一変して、山嶺の標高が380～429mに及ぶ山地を形成し、愛知県と岐阜県の県境となっている。

2 気候

市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、令和元年から令和5年までの統計数値によると、年平均気温は17.3℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。

年間平均降水量は1,521.4mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。

市の月別平均気温と降水量（令和元年～令和5年統計）



3 人口

市の人口は、令和6年4月1日現在306,426人であり、昭和18年の市制施行から昭和33年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、平成27年まで継続して増加していたが、現在は、緩やかな人口減少傾向にある。年齢3区分別では、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（0～14歳の人口）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上の人口）は増加を続け、高齢化が進展すると見込まれる。

4 道路・鉄道

市の道路は、南北を東名高速道路及び国道155号が、北東を中央自動車道が走り、それぞれ名古屋市・小牧市・多治見市に繋がる主要な幹線道路となっている。そのほかにも南西から北東に延びる国道19号と、それに交差する名古屋第二環状自動車道・国道302号がある。また、春日井インターチェンジをはじめとして3つのインターチェンジを有しており、道路交通網が極めて発達している。

鉄道は、JR中央本線が南西から南東へと延びており、勝川駅をはじめとして5つの駅を有している。また、小牧市に通じる名鉄小牧線、名古屋市・瀬戸市に通じる愛知環状鉄道線及び名古屋市・清須市に通じるTKJ城北線がある。

5 空港

市の西部には、小牧市と西春日井郡豊山町にまたがる県営名古屋空港（正式名称「愛知県名古屋飛行場」）がある。

空 港 名	面 積	滑 走 路	所 在 地
愛知県名古屋飛行場	約172ha	2,740m 1本	西春日井郡豊山町

6 自衛隊施設

市には、陸上自衛隊春日井駐屯地、航空自衛隊高蔵寺分屯基地があり、隣接する名古屋市には陸上自衛隊守山駐屯地、小牧市には航空自衛隊小牧基地がある。

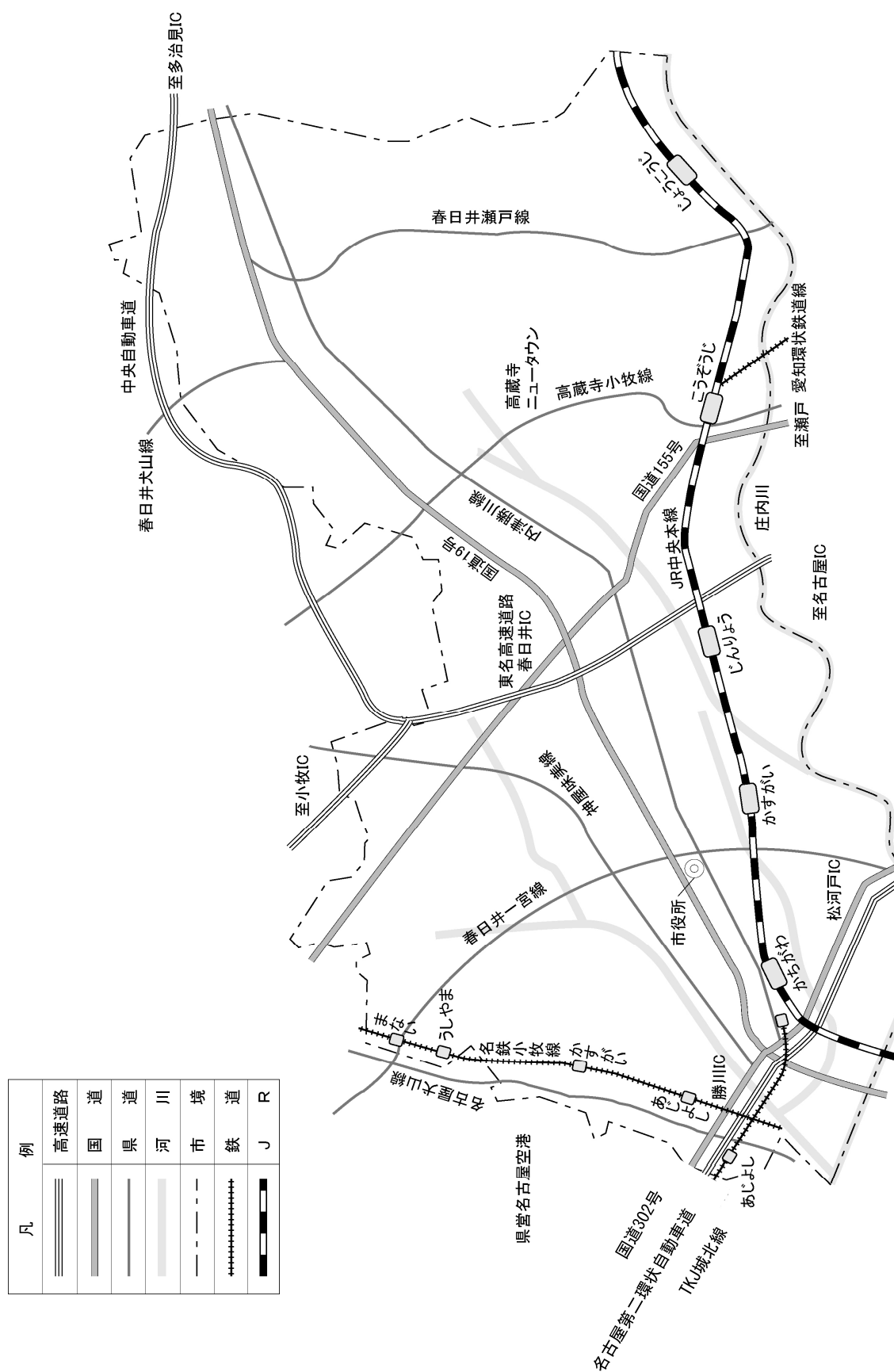
施 設 名	主 要 部 隊 等	所 在 地
陸上自衛隊守山駐屯地	第10師団司令部 第35普通科連隊	名古屋市守山区
陸上自衛隊春日井駐屯地	第10後方支援連隊	春日井市西山町
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊	小牧市春日寺
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第4補給処高蔵寺支処	春日井市木附町

7 原子力発電所の立地

愛知県には原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。

浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）から愛知県境までは概ね55km、美浜発電所（福井県三方郡美浜町）から愛知県境までは概ね82kmである。

図要の概市井日春



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画は、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

国が定めた基本指針においては、以下のとおり武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例を想定している。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通

報、市長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態の事態例

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダム破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

- ・水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来